

和歌山信愛短期大学 外部評価委員会規程

(設置)

第1条 和歌山信愛短期大学（以下「本学」という。）は、本学の内部質保証の方針に基づく自己点検・評価活動の妥当性と客観性を高めるため、外部評価を実施する機関として、外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、本学が実施する自己点検・評価の結果及び本学の内部質保証の有効性について、原則毎年度検証・評価を行い、本学の教育研究等の向上に資する提言をおこなう。

(組織)

第3条 委員会は、3人以上5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、本学の建学の精神に理解のある学外の学識経験者から学長が選考し、委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の任期期間とする。

(委員長)

第5条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから学長が指名する。

(委員会の招集)

第6条 委員会の招集は、必要に応じて委員長が行う。

2 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を陪席させることができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、この規程に基づく評価を行う際に知り得た事項のうち、秘すべきとされた事項は、他に漏らしてはならない。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和4年12月5日から施行する。

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。